

## 災害応急対策活動等に関する基本協定（災害対策用機械等）募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定(災害対策用機械等)」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により申請書の提出をお願いいたします。

令和6年 2月13日

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長 中野 崇

(押 印 省 略)

### 基本協定締結説明書

#### 1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定(災害対策用機械等)
- (2) 活動場所 浜田地方生活圏（浜田市、江津市）、益田地方生活圏（益田市、津和野町、吉賀町）、大田地方生活圏（大田市、川本町、美郷町、邑南町）を原則とするが、激甚な災害が発生した場合は前記三地方圏以外の広域的な協力を要請する場合がある。

- (3) 活動内容 (2) 活動場所において、災害が発生、又は発生する恐れがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、浜田河川国道事務所が保有する災害対策用機械等の保管庫から被災地までの輸送（往復）、設置・撤去および操作を実施するものである。

なお、激甚な災害等が発生した場合は他事務所が管理する災害対策用機械の輸送（往復）、設置・撤去および操作を実施する場合がある。

※活動時の標準的な作業人員：排水ポンプ車 5名

照明車 2名

路面清掃車 2名

散水車 2名

上記人数には世話役を含む。

#### [浜田河川国道事務所が管理する災害対策用機械等]

機械名	機械番号	規 格	車両総重量	保管場所
排水ポンプ車	22-4700	30m <sup>3</sup> /min 高揚程 ポンプ台数 12台	17,050 kg	多田水防倉庫
排水ポンプ車	19-4704	30m <sup>3</sup> /min 高揚程 ポンプ台数 12台	17,270 kg	尾原水防倉庫
排水ポンプ車	24-4706	30m <sup>3</sup> /min 高揚程	17,480 kg	江の川下流出張所

		ポンプ台数 12台		
排水ポンプ車	24-4702	30m <sup>3</sup> /min ポンプ台数 4台	9,340 kg	安富水防倉庫
照明車	20-4705	ブーム式 2kw×6灯	7,650 kg	尾原水防倉庫
照明車	30-4706	2ポール式 1.3kw×6灯	5,235 kg	江の川下流出張所
照明車	16-1709	ブーム式 2kw×6灯	7,930 kg	益田国道維持出張所
路面清掃車	R01-1703	ブラシ式	13,640 kg	浜田国道維持出張所
散水車	R03-1710	5,800L		治和除雪基地

(4) 協定期間 令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日

## 2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望工事を「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」のいずれかとして申請していること。

なお、令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請をインターネットにより行っている場合には、「令和5・6年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾空港関係）希望工事」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、申請を郵送により行っている場合には、提出した申請書（様式①-1、様式①-2）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、令和6年4月1日までに令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受け

た者を除く。)でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した浜田河川国道事務所、島根県浜田県土整備事務所、島根県浜田河川総合開発事務所、島根県益田県土整備事務所、島根県県央県土整備事務所、島根県大田事業所、島根県津和野土木事業所、浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町又は吉賀町が発注した工事の施工実績があること。なお、当該実績が浜田河川国道事務所の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

(6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 一級又は二級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級又は2級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

(7) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) (6)の基準を満たす技術者が在籍し、建設業法の許可を有する本店又は支

店等（資機材、労力等を有すること）が、島根県の浜田地方生活圏、益田地方生活圏又は大田地方生活圏の市町村内にあること。

浜田地方生活圏：浜田市、江津市

益田地方生活圏：益田市、津和野町、吉賀町

大田地方生活圏：大田市、川本町、美郷町、邑南町

### 3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている応募者で行う。
- (2) 基本協定の締結の決定は書面により通知する。

### 4. 担当部局

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所 建設専門官

TEL 0855-22-3122 内線401

FAX 0855-22-2486

### 5. 応募資格の確認等

#### (1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出すること。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。

なお、総括的に管理する技術者を複数登録することは可能である。直接的雇用関係等の証明のために「健康保険被保険者証」を提出する場合、記号・番号・保険者番号については、マスキング処理を施したうえで提出すること。

④資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械【別記様式4】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の住所と緊急時に準備できる重機及びそのオペレーター、作業員数を記入し提出すること。

なお、重機については、例に書いてある程度の記入とすること。

⑤活動の希望機械

※活動可能な機械について選択すること。

⑥活動の希望区域【別記様式5】

※活動の希望区域を選択すること。

#### (2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受付期間に必着のこと。）とする。

②受付期間：令和6年2月13日（火）から令和6年3月4日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

（3）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問があれば、書面（様式は自由）により提出すること。

①提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出すること。FAX（着信確認の連絡を必ず行うこと）でも可。

②受領期間：令和6年2月13日（火）から令和6年2月27日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

（4）（3）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧する。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和6年3月4日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

②場 所：4. に同じ。

（5）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。

⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、令和6年3月29日（金）までに通知する。

⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等に関する基本協定（災害対策用機械等）（案）」に基づき協定を締結するが、締結後は第5条第2項について速やかに報告すること。

⑦本災害応急対策活動等に関する基本協定（災害対策用機械等）については、令和7年度においても追加募集（1ヶ年協定）を行う予定である。

⑧基本協定参加資格確認申請書の様式は、国土交通省浜田河川国道事務所のウェブサイトに掲載していますので、ご利用下さい。

基本協定参加資格確認申請書

令和6年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長 中野 崇 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和6年2月13日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定(災害対策用機械等)」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に定める資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤に定める担当区域の希望を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

## 過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体 / J V (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

## 技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日				
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業				
法令等による資格・免許	一級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)				
貴社に在籍 される技術 者数	一級土木施工管理技士又 はこれと同等以上の資格 を有する者				
	二級土木施工管理技士又 は二級建設機械施工技士				
	その他				

- ・ 貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)



(別記様式4)

資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械

会社名：

[記入例]

本店の住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
基地となる本・支店又は営業所の住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
資機材置き場の所在地	置き場1：〇〇市〇〇町〇〇番地 置き場2：〇〇市〇〇町〇〇番地 ： ：
重機の台数	シャベル 〇台 バックホウ 〇台 ブルドーザー 〇台 クレーン 〇台 ローラー 〇台 トレーラ 〇台 トラック 〇台
重機のオペレータ数	〇〇人
作業員数	〇〇人
基地となる本・支店、営業所に常駐する技術者	〇〇人

※本店、支店又は営業所及び資機材置き場の住所については、番地まで記載してください。

※重機は、保有台数すべて合わせて計上し、自社で保有していることがわかる資料を添付してください。

※作業員は、普通作業員以上全てを含めて計上してください。

※技術者は、実人数で記入願います。

(別記様式5) 『担当機械希望調査票』

協定締結を希望される機械を選択願います。

[浜田河川国道事務所が管理する災害対策用機械]

機械名	機械番号	規 格	車両総重量	保管場所
排水ポンプ車	22-4700	30m <sup>3</sup> /min 高揚程 ポンプ台数 1 2 台	17,050 kg	多田水防倉庫
排水ポンプ車	19-4704	30m <sup>3</sup> /min 高揚程 ポンプ台数 1 2 台	17,270 kg	尾原水防倉庫
排水ポンプ車	24-4706	30m <sup>3</sup> /min 高揚程 ポンプ台数 1 2 台	17,480 kg	江の川下流出張所
排水ポンプ車	24-4702	30m <sup>3</sup> /min ポンプ台数 4 台	9,340 kg	安富水防倉庫
照明車	20-4705	ブーム式 2kw×6灯	7,650 kg	尾原水防倉庫
照明車	30-4706	2ポール式 1.3kw×6灯、カメラ付	5,235 kg	江の川下流出張所
照明車	16-1709 R06-1700※	ブーム式 2kw×6灯	7,930 kg	益田国道維持出張所
路面清掃車	R01-1703	ブラシ式	13,640 kg	浜田国道維持出張所
散水車	R03-1710	5,800L		治和除雪基地

機 械 名	希望される機械に○
①排水ポンプ車 22-4700	
②排水ポンプ車 19-4704	
③排水ポンプ車 24-4706	
④排水ポンプ車 24-4702	
⑤照明車 20-4705	
⑥照明車 30-4706	
⑦照明車 16-1709	
⑧路面清掃車 R01-1703	
⑨散水車 R03-1710	

協定期間中に、車両の増強・更新等により変更が生じた場合は協議する。

※照明車16-1709は、R6-1700に更新予定である。

(別記様式5) 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される担当区域を選択願います。

区 域 名	希望される区域に○
①江津浜田地区	
②益田津和野地区	

※協定締結を希望される区域に「○」を記入。

※区域内の市町村

- ・ 江津浜田地区 浜田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町
- ・ 益田津和野地区 益田市、津和野町、吉賀町

## 基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

### 会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）  
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し  
→当該工事实績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

### 技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料  
→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

### 技術資料

- 資機材置き場の所在地及び準備できる人員、重機（別記様式4） →必須提出
  - 『担当区域希望調査票』（別記様式5） →必須提出
  - その他参考資料 →必要に応じ提出
- 令和5・6年度「一般土木工事」・「維持修繕工事」又は「機械設備工事」の一般競争参加資格の申請を行っている証し →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

## 災害応急対策活動等に関する基本協定（災害対策用機械等）（案）

### （目 的）

第1条 この協定は「中国地方整備局災害対策用機械機器管理運営要領」に基づき、風水害、地震等の自然災害発生時等において、迅速かつ的確に災害復旧支援活動（以下「支援活動」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長（以下「甲」という。）は、災害が発生した場合、又はその恐れがある場合、必要に応じ「株式会社〇〇〇〇」（以下「乙」という。）に対し、第3条に規定する支援活動の協力を要請することができるものとする。

### （支援活動内容）

第3条 甲が、乙に対し実施の要請を行う支援活動内容は、甲の指示に基づき甲が保有する次の①～⑨の災害対策用機械等の保管場所から被災現地等までの運送（帰還含む）及び排水ポンプ車の排水作業（片付け・帰還後の簡易清掃含む）、照明車の照明点灯操作（片付け含む）、清掃用建設機械による清掃作業（片付け・帰還後の簡易清掃含む）等とする。

なお、支援活動に使用する災害用対策機械等は、原則として別紙に示す乙が担当する災害対策用機械等とするが、激甚な災害発生等の理由により、乙が担当する災害対策用機械等以外を用いた支援活動を要請する場合があるものとする。

① 排水ポンプ車	（機械番号：22-4700）
② 排水ポンプ車	（機械番号：19-4704）
③ 排水ポンプ車	（機械番号：24-4706）
④ 排水ポンプ車	（機械番号：24-4702）
⑤ 照明車	（機械番号：20-4705）
⑥ 照明車	（機械番号：30-4706）
⑦ 照明車	（機械番号：16-1709）
⑧ 路面清掃車	（機械番号：R01-1703）
⑨ 散水車	（機械番号：R03-1710）

### （支援活動の実施地域）

第4条 支援活動の実施地域は、浜田河川国道事務所直轄管理区間（河川・道路）を除く浜田河川国道事務所管内の区域を原則とする。

なお、甚大な災害発生等の理由により、浜田河川国道事務所管外への広域的な災害  
応急対策活動等を要請する場合があるものとする。

(支援活動の要請)

第5条 甲は、乙に対し支援活動内容の必要が生じた場合は書面又は電話（第一報）等の  
方法により要請するものとする。

2. 乙は、前項の要請を受ける者を、あらかじめ書面により浜田河川国道事務所の担当  
者に通知するものとする。

(支援活動の指示)

第6条 支援活動に関する直接の指示は、浜田河川国道事務所所属職員のうち甲が指定す  
る者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

2. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

3. 第1項の指示があった場合、乙は状況報告を適宜、指示者へ報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、乙に第5条の支援活動を要請した場合は、速やかに支援活動を実施するも  
のとし、支援活動にかかる契約を締結するものとする。

(支援活動の完了報告)

第8条 乙は、支援活動を完了したときには、直ちに指示者に対し、口頭及び書面により  
完了報告を行うとともに、甲に対し、実施した支援活動の内容を書面により報告する  
ものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、支援活動完了後当該支援活動に要した費用を第7条により締結した契約に  
基づき、甲に請求するものとする

(費用の支払)

第10条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結し  
た契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 支援活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、  
第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は災害対策用機械等に損害が生じたときは、乙  
はその事実の発生後遅滞なくその旨を書面により甲に報告するものとし、その処置に  
ついては甲乙協議して定めるものとする。

2 支援活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼ  
したとき、又は災害対策用機械等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するもの  
とする。

3 支援活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼ

したとき、又は災害対策用機械等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(説明会)

第12条 甲乙が調整した期間において、災害対策用機械等の操作・作業手順の確認を実施する場合があるものとする。

なお、この作業手順の確認に要する契約については別途行うものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

第13条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(自動車保険の内容)

第15条 乙は、支援活動で使用する災害対策用機械に対して、自動車普通賠償保険契約を必要に応じて締結するものとし、原則として次の各号の条件によるものとする。

- 一 対人保険 : 無制限
- 二 対物保険 : 無制限
- 三 搭乗者保険 : 見込まない
- 四 車両保険 : 架装物を含む車両の査定額

なお、保険適用範囲は、災害派遣に伴う保管場所から現地までの出勤時及び、現場から保管場所までの帰還時並びに被災箇所間の移動時における走行時とし、現地での実作業時の保険は含まないものとする。

(その他)

第16条 協定期間中に、甲が保有する車両の増強・更新等により変更が生じた場合は協議の上、決定するものとする。

2. この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 国土交通省中国地方整備局  
浜田河川国道事務所長 中野 崇

乙 株式会社〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇